

# 「京都市いきいき働く医療機関認定制度」 ～働きやすい働きがいのある職場として新たに3病院を認定！～

当協会が京都府より受託運営しています「京都府医療勤務環境改善支援センター」では、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

1月17日に京都市いきいき働く医療機関認定審査会が開催され、3病院(もみじヶ丘病院、綾部市立病院、田辺中央病院)が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として認定を行いました。

認定までには、病院において当センターの実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。

1 京都南西病院 2 向日回生病院 3 蘇生会総合病院 4 脳神経リハビリ北大路病院 5 嵯峨野病院 6 いわくら病院

7 洛和会音羽病院 8 宇多野病院 9 京都リハビリテーション病院 10 京都九条病院 11 もみじヶ丘病院 12 綾部市立病院 13 田辺中央病院

いきいき働く認定医療機関 (基本認定：平成30年1月末現在)

「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を!～

平成30年1月末現在、72病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

## いきいき働く宣言医療機関 (平成30年1月末現在) ※表示はセンターへの宣言書到着順

- |                 |                    |                     |                 |
|-----------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 19 宇治武田病院          | 37 賀茂病院             | 55 八幡中央病院       |
| 2 京都ルネス病院       | 20 京都久野病院          | 38 京都きつ川病院          | 56 市立福知山市民病院    |
| 3 田辺中央病院        | 21 第二久野病院          | 39 宇多野病院            | 57 田辺病院         |
| 4 田辺記念病院        | 22 いわくら病院          | 40 洛和会丸太町病院         | 58 蘇生会総合病院      |
| 5 精華町国民健康保険病院   | 23 相馬病院            | 41 洛和会音羽病院          | 59 京都双岡病院       |
| 6 京都九条病院        | 24 向日回生病院          | 42 洛和会音羽記念病院        | 60 なごみの里病院      |
| 7 西京病院          | 25 亀岡シミズ病院         | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 61 富田病院         |
| 8 シミズ病院         | 26 綾部市立病院          | 44 洛和会東寺南病院         | 62 綾部ルネス病院      |
| 9 ほうゆう病院        | 27 稲荷山武田病院         | 45 身原病院             | 63 六地藏総合病院      |
| 10 宮津武田病院       | 28 京都博愛会病院         | 46 洛西シミズ病院          | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 11 松ヶ崎記念病院      | 29 学研都市病院          | 47 洛西ニュータウン病院       | 65 金井病院         |
| 12 長岡病院         | 30 脳神経リハビリ北大路病院    | 48 仁仁会武田総合病院        | 66 京都鞍馬口医療センター  |
| 13 京都南病院        | 31 京都回生病院          | 49 武田病院             | 67 五木田病院        |
| 14 新京都南病院       | 32 木津屋橋武田病院        | 50 伏見岡本病院           | 68 丹後中央病院       |
| 15 京都民医連中央病院    | 33 嵯峨野病院           | 51 京都岡本記念病院         | 69 愛生会山科病院      |
| 16 もみじヶ丘病院      | 34 京都南西病院          | 52 亀岡病院             | 70 宇治病院         |
| 17 三菱京都病院       | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 53 高雄病院             | 71 京都桂病院        |
| 18 吉川病院         | 36 北山武田病院          | 54 なぎ辻病院            | 72 西陣病院         |

相談内容など  
秘密は厳守します。

お気軽にお電話またはご来訪下さい。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分

場 所 COCON 烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620番地)



# 京都府医療勤務環境 改善支援センター

## Support Center News



February 2018. | Vol. 26

### 綾部市立病院

## 「医療従事者の確保・定着につながる ワーク・ライフ・バランスの取組み」

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、勤務環境改善推進員、社会保険労務士が直接、病院にお伺いし勤務環境改善に関して意見交換を行う病院訪問及び京都市いきいき働く医療機関認定制度の実施確認により、平成27年度からこれまで約70病院にお伺いし、各病院の様々な良い取組み事例等を聞いてきました。今回は平成29年12月15日にお伺いしました綾部市立病院の取組み事例をご紹介します。

綾部市立病院では、平成22年より院内委員会として「ワーク・ライフ・バランス推進委員会」を発足しています。委員は院長をはじめとする全職種13名で構成されており、病院全体で多様な勤務環境改善に取り組まれています。

### 全職種参加型推進活動

#### ワーク・ライフ・バランス推進委員会

- ・院長をはじめとする全職種13名で構成
- ・平成23年日本看護協会、「看護職のWLB推進事業」に参加
- ・平成29年「京都市いきいき働く医療機関認定制度」に基本認定申請

平成30年1月17日の認定審査会にて「いきいき働く基本認定医療機関」として認定されました。



病院概要

- ♥ 開設者 ..... 綾部市
- ♥ 開院 ..... 平成2年8月
- ♥ 診療科目 ..... 21科
- ♥ 病床数 ..... 一般206床
- ♥ 常勤職員数 ..... 288人 (平成29年4月現在)
- ♥ 施設基準 ..... 一般病棟入院基本料 7対1
  - ・地域包括ケア病棟入院料
  - ・看護職員夜間配置加算 16対1
  - ・急性期看護補助体制加算 25対1





取組み 1

医療事務課



### 休暇の取得促進 ⇒ 目標 「夏季休暇5日取得」

今回の取組みに対する達成率 (夏季休暇5日取得者)	達成できた	100%
これにより帰宅時間が遅くなった	変わらない	83.3%
これにより自分の時間 (家族との時間も増えた)	増えた	83.3%
この取組みにより業務が圧迫された	感じなかった	66.7%
来年も今回と同様の夏季休暇を 取得しようと思うか	思う	91.7%



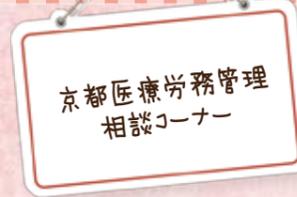
取組み 2

リハビリテーション科



### アンケート調査の実施 ⇒ 今後の取組みを検討するため、ワーク・ライフ・バランスの実現度を把握・分析(回収率100%)

ワーク・ライフ・バランスについて	認知度 80% 充実度 60%
ワーク・ライフ・バランスを改善するにはどうしたらよいか	「仕事管理・働き方の改善」50% 「職場環境作り」40%
「職場関係・上司について」	「良い」80%
能力開発「研修への参加支援・自分の能力を活かせる仕事である」	「そう思う・ややそう思う」100%
生活面で満足している	「満足している」80%



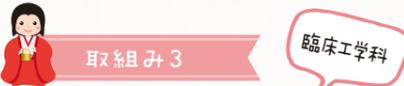
## 労働者との労働契約について

使用者は労働者を雇い入れる場合は、労働契約を結び労働条件を明示しなければなりません。書面で明示しなければならない条件は、下記の①から⑤の事項となりますので、必ず記載するようにしましょう。(労働基準法第15条関係)



- ①労働契約の期間に関する事項
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
- ⑤賃金(退職手当、臨時の賃金等を除く)の決定、計算・支払の方法、賃金締切り・支払の時期・昇給に関する事項
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)

また、昨年7月7日、勤務医の年俸に残業代が含まれるか否かが争われた事案について最高裁は「年俸の支払いにより、残業代が支払われたということとはできない」と判断しました。最高裁の判例は、労働基準法の規定に沿って時間外賃金が支払われたことをはっきりさせるため、「通常の労働時間の賃金に当たる部分と残業代に当たる部分が明確に判別できなければならない」としています。このような労務間のトラブルを未然に防ぐためにも、「残業手当込みの年俸制」を採用する場合は、賃金を通常の労働時間の当たる部分と割増賃金に当たる部分を区分けして記載するとともに、労働基準法第37条等に定められた方法により算定した割増賃金額を下回らないか否かを毎月確認されることをお勧めします。



取組み 3

臨床工学科

### みんなが納得できる環境に整備し、モチベーションアップ

- ①定時退勤
- ②遅出導入(看護師との協働)
- ③希望制度
- ④年休取得



取組み 4

看護部

### 12時間夜勤の整備

働き方休みの改善  
ゆっくり休める休憩室(畳でくつろげる環境)と夜勤の仮眠室完備

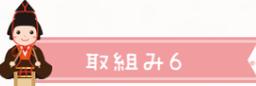


取組み 5

看護部

### 看護補助者との協働

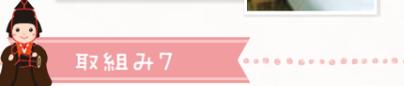
- ・看護業務基準の改訂
- ・看護補助者との業務分担の明確化



取組み 6

### 年次有給休暇の取得促進 <取得率:76.0%>

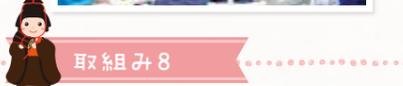
- ・個人の希望に沿った年休取得を目的として、各部署に「年休カレンダー」を配布、推奨。取得しやすい環境へ整備
- ・年次有給休暇取得促進リーフレット配布



取組み 7

### 腰痛予防対策

- ・理学療法士による院内研修の実施
- ・全職種にリーフレット配布



取組み 8

### 院内保育所のさらなる整備

- ステップ1: 祝日保育環境の拡大
- ステップ2: 保育時間延長(遅出時間帯の保育)



取組み 9

### 人材の確保

- ① 復帰者支援研修(育児休暇、長期休暇など)
- ② セカンドキャリア(夜勤専従看護師、化学療法室、訪問看護など)



訪問看護  
セッション



取組み 10

### 近未来の医療人確保対策 ⇒ 将来の人材確保を目的とした学校との交流事業



## 今後の課題

- ① 地域貢献を通してやりがいを持ち働き続けられる職場
- ② 一人ひとりを大切にキャリア開発を支える職場
- ③ 互いに認め合い育ち合う職場



職員互助会 家族旅行



## 1月の活動内容

### 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認 <平成29年度合計:14病院>

### 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

平成30年1月:1病院 <平成29年度合計:13病院>

### 3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

平成29年度は、医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会として、「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会」を全3回、「医療勤務環境改善研修会」を全2回開催しました。

### ◎ 医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会(全3回)

日時: 平成30年1月23日(火) 午後2時~午後6時  
 場所: 登録会館  
 テーマ: ①「時間外労働削減に向けた動きについて」  
 ②「財務専門家から見た診療報酬改定と病院経営 ~私見:26、28年改定の衝撃と30年同時改定で起きること~」  
 講師: ① 吉岡 宏修 氏(京都労働局 労働基準部監督課課長)  
 ② 石井 孝宜 氏(石井公認会計士事務所 所長・公認会計士)  
 対象: 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職等

### 今後のスケジュール

病院訪問  
平成30年2月:1病院

